

令和 7 年第 3 回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 錄

中部知多衛生組合

招	集	令和7年10月6日(月)
開催場所		知多南部広域環境センター 管理棟1階中会議室
開会		午前10時10分
閉会		午前10時38分

## ◎議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2 | 会期の決定   |
| 日程第3 | 諸般の報告<br>例月出納検査結果<br>令和7年4月・5月（令和6年度分）<br>令和7年4月～6月（令和7年度分） |
| 日程第4 | 議案第6号<br>中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第5 | 議案第7号<br>中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第6 | 認定案第1号<br>令和6年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第7 | 同意案第5号<br>中部知多衛生組合副管理者の選任について                               |

#### ◎本日の会議に付議された事件

### 議事日程のとおり

◎出席議員（15名）

1番	石川	英之	2番	岩田	玲子
3番	鈴木	幸彥	4番	山本	裕介
5番	伊藤	正興	6番	石川	よしはる
7番	石川	喜次	8番	谷川	健一郎
9番	松本	万之	10番	久野	勇
11番	肥田	裕士	12番	盛田	克己
13番	齋田	資	14番	中村	崇春
15番	伊奈	利信			

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊藤	辰孝	矢宏
副 管 理 者	久世	悠	史夫
副 管 理 者	鳥山	朝	樹政
副 管 理 者	中野	直	政収
会計 管理者	増田	喜	文志
場	石川		享宏
統括主任	水野	善仁	之
常滑市市民生活部長	大杉	正	敦
半田市市民経済部長	浦澤	真	晃
武豊町生活経済部長	田太	田	
常滑市生活環境課長	田北	河	
半田市環境課長			
武豊町環境課長			

◎議会事務局職員の出席者

書 記 榊 原 康 広

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前10時10分 開会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（伊奈利信） ただいまから、令和7年第3回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に際しまして、管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者。

管理者（伊藤辰矢） 議長のお許しをいただきまして、開会にあたりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、日頃から中部知多衛生組合の運営につきまして、ご高配を賜り、敬意と感謝を表するものでございます。本日は、令和7年第3回中部知多衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しいなか、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日、付議申し上げます案件は、条例の一部改正案2件、認定案1件、同意案1件の計4件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当よりご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（伊奈利信） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めます。本日の議事日程は、事前に送付しましたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。これより、日程に入ります。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第1 会議録署名議員の指名

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（伊奈利信） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。署名議員には、3番 鈴木幸彦議員、8番 谷川健一郎議員を指名いたします。両名よろしくお願ひします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

## 日程第2 会期の決定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（伊奈利信） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊奈利信） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

## 日程第3 諸般の報告

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（伊奈利信） 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から例月出納検査結果、令和6年度分の出納整理期間、令和7年4月・5月と令和7年度分の令和7年4月から6月について報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

## 日程第4 議案第6号

中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（伊奈利信） 日程第4「議案第6号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第6号「中部知多衛生組

「合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書にございますように、1ページ以降の新旧対照表の右側、改正前の欄に掲げる規定を、表の左側、改正後の欄に掲げる規定に、下線部分で示すように改正するものでございます。4ページには、附則として、施行期日を定めております。改正の内容につきましては、5ページの「資料」により、ご説明申し上げます。「1趣旨」でございますが、国家公務員において、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、勤務環境の整備に関する措置がされることに伴い、所要の改正をするものでございます。「2改正内容」でございますが、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の充実とて、妊娠・出産時や育児期の職員への制度の周知や、制度利用・働き方の意向確認等を行い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう次のとおり支援するもので2点ございます。1点目として、妊娠・出産の申し出時や3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等の周知・意向確認を行うこと。2点目として、子の心身の状況又は当該職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生が予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に係る意向確認・配慮を行うことでございます。「3施行期日」でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。以上、議案第6号につきまして、よろしくご審議いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊奈利信） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案を可とすることに決しました。

## 日程第5 議案第7号 中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（伊奈利信）　日程第5　議案第7号「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第7号「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書にございますように、1ページ以降の新旧対照表の右側、改正前の欄に掲げる規定を、表の左側、改正後の欄に掲げる規定に、下線部分で示すように改正するものでございます。6ページには、附則として、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を定めております。改正の内容につきましては、7ページの「資料」により、ご説明申し上げます。「1趣旨」でございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図ることを目的とした、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。「2改正内容」でございますが、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の充実として、部分休業において、現行の1日2時間の範囲内で取得できるパターンを緩和し、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できるパターンを追加するものでございます。具体的には、「現行」の部分休業では小学校就学前の子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得できるとしていますが、「改正後」には、以下の①又は②のいずれかを選択できることになります。①では勤務時間の始め又は終わりという制限が無くなります。②では、新たなパターンで、1年に10日相当の時間数の範囲内で1日当たり上限時間数なく1時間単位で取得できるものとしています。ただし、10日相当時間数とは、常勤職員であれば1日7時間45分勤務の10日分で、77時間30分となり、非常勤職員であれば、その人ごとに決められた1日当たりの勤務時間の10日分が年間上限時間となります。「3施行期日」でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。以上、議案第7号につきまして、よろしくご審議いただきまして、ご可決をまわりますようお願い申し上げ、説明とさせていた

だきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊奈利信） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊奈利信） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案を可とすることに決しました。

∞ ∞

日程第6 認定案第1号  
令和6年度中部知多衛生組合会計歳入歳出  
決算認定について

議長（伊奈利信）　日程第6 認定案第1号「令和6年度中部知多衛生組合会計  
歳入歳出決算認定について」を議題といたします。本案についての説明を求  
めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、認定案第1号「令和6年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。はじめに、「令和6年度主要施策の成果」の中で、主なものにつきまして説明申し上げます。お手数をおかけしますが、決算書の32ページをご覧ください。これは令和6年度決算にあたりまして、その概要を取りまとめたものでございます。当組合の施設は、昭和61年に稼動して以来39年目を迎え、令和6年度は「下水道放流方式」への改修整備工事完了に伴い、既設放流管渠の撤去

等工事を令和5年度に引き続き行い、施工延長3千6.5m全てのモルタル充填及び撤去が完了しました。また施設の維持管理業務につきましては、長期包括運転管理等業務委託に切り替え後、3年目となり本年度も順調に施設運営ができました。令和6年度の歳入決算額は4億2,028万3千円（対前年度比3,055万8千円の増、プラス7.8%）、歳出決算額は4億497万8千円（対前年度比2,958万円の増、プラス7.9%）で、歳入歳出差引額は1,530万5千円となり、実質収支につきましても同じく1,530万5千円となりました。歳出では、給与改定に伴う人件費及び「既設放流管渠の撤去等工事」に係る工事費が増の主な要因となっています。歳入では、人件費及び工事費の増に伴い、分担金、負担金が増となっています。生し尿等の収集量は、人口の減少及び公共下水道の面整備の進捗、接続人口の増加によって、引き続き減少していくものと推測しますが、施設の効果的な運営に努めるとともに維持管理等につきましても合理的な運転による経費削減を図ってまいります。以上、令和6年度決算についての概要の説明となります。

続きまして、決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の1、2ページをご覧ください。「令和6年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算総括表」でございます。歳入決算額は4億2千28万2千606円、歳出決算額は4億497万8千29円です。歳入歳出差引残額は1千530万4千577円で、全額を翌年度へ繰越すものでございます。歳入歳出の詳細につきましては、「歳入歳出決算事項別明細書」と「施策の概要及び成果」でご説明申し上げます。13、14ページをご覧ください。令和6年度「歳入歳出決算事項別明細書」でございます。初めに、歳入からご説明申し上げます。「1款1項1目1節 分担金」は、施設の運転等維持管理に係る経費を、投入量により各市町で按分するもので、14ページ右側、備考欄にございますように、半田市8千707万5千円、常滑市1億1千218万6千円、武豊町5千3万3千円、合計2億4千929万4千円を分担金として各市町から納入していただきました。次に「1款2項1目1節 負担金」は、令和4年6月末で完了した施設の改修整備工事の際に借り入れた組合債償還金を均等割及び当該年度の4月1日現在における住民基本台帳人口から公共下水道及び農業集落排水の接続済人口を除いた人口で按分する人口割により算出し、各市町に負担していただくもので、14ページ右側、備考欄にございますように、半田市5千671万2千円、常滑市6千865万1千円、武豊町3千39万2千円、合計1億5千575万5千円を負担金として各市町から納入していただきました。次に表の中段の「2款1項1目1節 繰越金」は、14ページ右側、備考欄にございますように前年度繰越金で、1千432万7千377円でございます。「3款1項1目1節 雜入」は90万6千229円で、主なものは、14ページ右側、備考欄の「周辺整備事業費負担金」の82万2千749円でございます。周辺整備事業費負担金は、長成公園の維持管理等にかかった経費の総額のうち、60%を当組合が、40%を武

豊町が負担することとしており、令和6年度の周辺整備事業にかかった経費の40%を武豊町に負担していただきました。13ページ、表の最下段、歳入合計として「予算現額の計」は4億2千23万2千円、14ページに移りまして「調定額」は4億2千28万2千606円、「収入済額」は4億2千28万2千606円となるものでございます。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

1款 議会費及び2款 衛生費の歳出につきましては「施策の概要及び成果」にてご説明申し上げます。33、34ページをご覧ください。33ページの「1款 1項 1目 組合議会費」は支出済額60万4千134円で、主なものとして、組合議会の報酬でございます。議会の開催状況等につきましては、記載のとおりでございます。34ページの「2款 1項 1目 総務費」は支出済額3千248万1千37円で、主なものとしては「人件費」の2千767万1千113円で、特別職4人、派遣職員2人、職員1人を含む人件費でございます。「職員福利厚生費」の4千円は、人間ドックの費用でございます。続きまして、35、36ページをご覧ください。「2款 2項 1目 し尿処理費」は、し尿処理に直接要する経費で、支出済額2億1千442万7千120円でございます。処理状況につきましては収集量等、記載のとおりでございます。し尿処理費の主なものとしましては、35ページ「施設包括運転管理費」の1億8千942万円は、施設の運転管理業務を平成19年度から民間委託し、平成28年度からはユーティリティー管理及び補修整備等を含めた包括運転管理業務へと変更しました。また、施設の改修整備工事完了に伴い令和4年7月より、これまで単年度の包括運転管理業務から長期の包括運転管理業務へと変更いたしました。委託期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。委託業務内容については、表に主な委託業務内容を記載し、また、維持管理から補修整備等については、表の次から業務ごとに具体的な内容を記載しております。表の次「1維持管理」の「(1) 処理施設」においては、投入受付及び受入施設の運転管理、汚泥脱水設備、希釀放流設備のオイル交換及び巡回点検等の運転管理等を、「(2) 庁舎等管理」では電気保安、消防設備及び庁舎警備等の管理、長成公園管理及び周辺整備等を行いました。37、38ページをご覧ください。「2分析業務」については、下水道放流水の汚濁物質について定期的に測定を行い、測定項目、結果については表に記載のとおりで、その結果につきましては、いずれも武豊町下水道条例値を下回っております。「3ユーティリティー調達管理」については、施設の運転に直接必要な資材の調達管理で、購入量については、薬剤、電力、用水別で表に記載のとおりでございます。「4補修整備等」については、施設の安定した運転を図るため設備機器の工事、点検整備等を行い、主なものは「汚泥供給ポンプ点検整備」を始め5件でございます。38ページ「廃棄物等処分費」の2千353万3千987円は、当施設から排出される沈砂汚泥、脱水汚泥の廃棄物の処分に要した費用で、処分状況については記載のとおりでございます。続きまして、39ペー

ジをご覧ください。「2款2項2目 施設改修費」の支出済額6千560万3千340円は「既設放流管渠撤去等事業費」で、令和4年度に当施設の処理水を河川放流方式から下水道放流方式に改修整備したことにより、石川沿いに埋設されていた放流管が不要となったため、放流管の撤去及び放流管内へのモルタル充填工事を令和5年度に引き続き実施し、令和7年2月末に完了しました。「既設放流管渠撤去等工事」の内容は、工期は令和6年5月27日から令和7年2月28日まで、全施工延長3千6.5mのうち南知多道路手前から石川橋東側の吐き口付近までの区間2千242.8mで工事を実施しました。施行延長2千242.8mのうち撤去延長が61.3m、モルタル充填延長が2千181.5mでした。恐れ入ります、17、18ページにお戻りください。表の中段「3款1項公債費」の支出済額は9千186万2千398円で18ページ右側の備考欄にございますように組合債償還利子306万2千548円と組合債償還元金の8千879万9千850円の合計になります。「4款 予備費」は支出がありませんでした。表の最下段「歳出合計」として、予算現額の計は4億2千23万2千円、支出済額は4億497万8千29円、不用額は1千525万3千971円となるものでございます。最後に8ページをご覧ください。これは、令和6年度の決算審査の意見書でございます。去る8月12日、監査委員により、ご審査を頂き意見書を頂いておりますので、その写しを添付させていただいたものでございます。以上、認定案第1号につきまして、よろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、これを認定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 異議なしと認めます。よって、認定案第1号は原案のとおり認定することに決しました。

## 日程第7 同意案第5号 中部知多衛生組合副管理者の選任について

議長（伊奈利信） 日程第7 同意案第5号「中部知多衛生組合副管理者の選任について」を議題といたします。本案に関する提案説明を求めます。管理者。

管理者（伊藤辰矢）　ただいま議題となりました、同意案第5号「中部知多衛生組合副管理者の選任について」ご説明を申し上げます。中部知多衛生組合副管理者につきましては、半田市長、武豊町長、そして常滑市におきましては、副市長の3人にお願いをいたしております。同意案第5号は、半田市長の久世孝宏氏が10月16日で任期満了となるため、引き続き同氏を副管理者に選任いたしたく、中部知多衛生組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。久世氏の経歴等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。議員の皆様方のご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊奈利信） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案に同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊奈利信） ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は原案のと

おり同意することに決しました。副管理者の就任あいさつをお願いいたします。副管理者、半田市長。

副管理者（久世孝宏） 半田市長の久世孝宏でございます。ただ今は、中部知多衛生組合副管理者の選任につきまして、議員の皆様方のご理解を賜り、ご同意いただきまして、心から御礼申し上げます。副管理者として職責をまつとうし、誠心誠意努力する所存でございますので、皆様方の格別のご指導ご鞭撻を引き続き賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊奈利信） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和7年第3回中部知多衛生組合議会定例会を閉会いたします。

∞ ∞

午前10時38分 閉会

∞ ∞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年10月8日

議長 伊奈利信

議員 鈴木幸彦

議員 谷川健一郎